

## 利根町第3子以降学校給食費免除制度について(お知らせ)

町では、保護者等の経済的負担を軽減し、少子化対策の推進に資することを目的に、第3子以降の児童生徒の学校給食費の額を免除します。下記の免除対象となる条件に該当し免除を希望する保護者の方は、申請書を提出してください。

### 【免除対象となる条件】…次の全てに該当していること

- (1) 同一世帯に町内の小学校又は中学校若しくは学校教育法第1条に規定する特別支援学校の小学部又は中学部に就学している児童生徒が3人以上いること。
- (2) 町内に住所を有していること。
- (3) 児童生徒と生計を一にしていること。
- (4) 児童生徒と生計を一にしている世帯の構成員に、町税等の未納がないこと。
- (5) 生活保護、就学援助など他の公的扶助制度による給食費相当分の補助を受けていないこと。

### 免除対象者区分(○付数字は就学している子の出生順) ※網掛けが免除対象者

	第1子	第2子	第3子	第4子	免除対象者
例1	中学生①	小学生②	小学生③	小学生④	小学生③と小学生④
例2	中学生①	小学生②	小学生③		小学生③
例3	中学生①	小学生②	特別支援学校児童③		小学生②
例4	私立中学生①	小学生②	小学生③		対象外
例5	高校生①	中学生②	小学生③		対象外

### 【免除の金額】

児童生徒一人あたり小学校:月額4,030円、中学校:月額4,600円

### 【申請方法】

別紙「第3子以降児童等学校給食費免除申請書」に必要事項を記入し、申請してください。

※各学校(免除対象者が通う学校)から配布していただき提出していただいています。

※随時申請を受付けますが、特段の理由がない場合を除き、受付けた月の翌月分からの免除となります。

### 【免除の決定】

※申請後、教育委員会で審査し、免除可否決定を行い、後日文書で通知します。

※免除が決定された際、学校給食費が納付されている場合は、後日還付します。

### 【問い合わせ先】 利根町教育委員会学校教育課総務係

TEL 0297-68-2211(内線405)